

献物帳と紫微中台

柳 雄 太 郎

はじめに

聖武太上天皇の崩後、その菩提を弔うために献納された品々の目録として献物帳がある。現存する献物帳としては、正倉院に伝えられている五巻のほかに、東京国立博物館に所蔵の一卷がある。前者は東大寺に対して献納されたものの目録であり、後者は法隆寺に対して献ぜられたものの目録である。ところでこれら献物帳は、作製年次に相違があるばかりでなく、その形式や体裁は必ずしも一様ではない。先に私は、これら献物帳の作製手続きを検討し、献納事業の経過を整理してみた⁽¹⁾以下、前稿と呼ぶ。しかし、献物帳の作製主体、即ち献納者が誰であるか、また当時の政治制度とどのように関連するか、といった問題がなお残されていた。そこで、引き続きこれらの問題を検討する予定でいたところ、最近後藤四郎氏から前稿に対する厳しい御批判を頂戴した。⁽²⁾氏の御高説には教えられるところが多く、これまで曖昧にしていた点について

も具体的な御指摘があり、蒙を啓かれる思いである。そこで、御教示によつて前稿を補備するとともに、従来気付かれなかつた紫微中台の性格も多少解明できるのではないかと思う。ここに改めて献物帳の作製過程を検討し、紫微中台の性格に論及してみたい。

一、献物帳の作製と献納者

前稿で私は、第一にこの献納事業は、東大寺以下十八か寺に対する献納と、それが完了した後、東大寺だけを対象とした三回にわたる追加献納から成ること、第二に東大寺以下十八か寺への献納にともなう献物帳のうち、現存するのが東大寺に対する国家珍宝帳・種々葉帳、及び法隆寺に対する法隆寺献物帳であり、そして追加献納にともなうのが屏風花氈帳、大小王真跡帳、藤原公真跡屏風帳であることを明らかにした。これを表示すると次のようになる。

ところで献納事業の経過を考へる場合には、各献物帳の文書形式、奉

献物帳名	年 月 日	献納対象	献納事業の経過
国家珍宝帳	天平勝宝八歳六月二十一日	東大寺	十八か寺への献納
種々葉帳	同 右	同 右	
法隆寺献物帳	同 歳七月 八日	法隆寺	
屏風花氎帳	同 歳同月二十六日	東大寺	
大小王真跡帳	天平宝字二年六月 一日	同 右	東大寺への追加 献納
藤原公真跡屏風帳	同 年十月 一日	同 右	

勅の日付、願文、署名などが手懸りとなる。そこで、改めて献納事業の経過を検討するために、献物帳の記載のうち必要部分を引用して次に掲げることしよう。

(1) 国家珍宝帳⁽³⁾

奉為 太上天皇捨国家珍宝等入東大寺願文 皇太后御製

(願文省略)

献盧舎那仏

(献納品目省略)

右件皆是先帝翫弄之珍、内司供擬之物、追感疇昔触目崩摧、謹以奉献盧舎那仏、伏願用此善因奉資冥助、早遊十聖普濟三途、然後鳴鑿花蔵之宮、住躡涅槃之岸、

天平勝宝八歳六月廿一日

從二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣仲麻呂

從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣永手

從四位上行紫微少弼兼中衛少將山背守巨萬朝臣福信、紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣角足、從五位上行紫微少忠葛木連戸主

種々葉帳⁽⁴⁾

奉盧舎那仏種々葉

以前、安置堂内、供養盧舎那仏、若有縁病苦可用者、並知僧綱後聽

充用、伏願服比葉者、萬病悉除千苦皆救、諸善成就諸惡断却、自非業道長無夭折、遂使命終之後往生花蔵世界、面奉盧舎那仏、必欲證

得遍法界位、

天平勝宝八歳六月廿一日

(署名、国家珍宝帳に同じ)

(3) 法隆寺献物帳⁽⁵⁾

献法隆寺

(献納品目省略)

奉今月八日 勅、前件並是先帝翫弄之珍、内司供擬之物、各分數種、謹献金光明等十八寺、宜令常置仏前、長為供養、所願、用此善因奉資冥助、早遊十聖普濟三途、然後鳴鑿花蔵之宮、住躡涅槃之岸、

天平勝宝八歳七月八日

從二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣仲麻呂

從三位行中務卿兼左京大夫侍從藤原朝臣永手

從四位上行紫微少弼兼武藏守巨萬朝臣福信

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣角足

從五位上行紫微少忠葛木連戸主

(4)屏風花氈帳

獻東大寺

(献納品目省略)

右件、今月十七日奉 勅、献納東大寺、具如前件、

天平勝宝八歳七月廿六日

從二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣仲麻呂

從三位行中務卿兼左京大夫侍從藤原朝臣永手

從四位上行紫微少弼兼武藏守巨萬朝臣福信

從四位下守右大弁兼紫微少弼春宮大夫行侍從勳十二等巨勢朝臣堺麻呂

勅

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣角足

從五位上行紫微少忠兼常陸員外介葛木連戸主

(5)大小王真跡帳

勅

獻東大寺

(献納品目省略)

右書法、是奔世之伝珍、先帝之玩好、遺在篋笥、追感瞿然、謹以奉

獻盧舎那仏、伏願、以此妙善奉翼冥途、高遊方廣之通衢、恒演圓伊

之妙理、

天平宝字二年六月一日

紫微内相從二位兼行中衛大將近江守藤原朝臣

(6)藤原公真跡屏風帳

獻東大寺

(献納品目省略)

右件屏風書者、是 先考正一位太政大臣藤原公之真跡也、妾之珍財

莫過於此、仰以奉獻盧舎那仏、願因妙善薰冥資、早遊花藏之界、

恒对芳閣之尊、

天平宝字二年十月一日

太保從二位兼行鎮国太尉藤原惠美朝臣

参議從三位行武部卿兼坤宮大弼侍從下総守巨勢朝臣閑麿

さてこの献納事業の経過を考える場合の問題は、法隆寺献物帳に見え

る「謹献金光明等十八寺」をどう解釈するかにある。即ち、十八か寺の

筆頭にあげられている金光明寺は東大寺を指すが、ここに言う東大寺へ

の献納が行われたとするとその献物帳は、現存する五卷の東大寺献物帳

のいずれに相当するのであろうか。前稿において私は、国家珍宝帳と種

々葉帳に相当すると考えたが、後藤氏はそれを批判され次のように述べ

ておられる。⁽¹⁰⁾

国家珍宝帳における主たる献納者は光明皇太后であり、これに対し

法隆寺献物帳における献納者は、同帳が奉勅の形式をとっている点か

らみて屏風花氈帳と同じく孝謙天皇と考えられ、その相違は見逃し難い。巻末の願文が一部を除き一致している点は必ずしも本質的な問題ではない。

これに対し、法隆寺献物帳と屏風花氈帳とは、両者共に奉勅の形式をとり、献納者が孝謙天皇である点で一致する。前者の奉勅の日付が七月八日であるのに対し、後者のそれが七月十七日であるという相違については、一八寺の中でも東大寺は別格であり、法隆寺など一七寺に比べて献納宝物の数もかなり多いので、改めて十七日に勅が発せられたものと考えられる。

思うに孝謙天皇は、聖武天皇七七忌における光明皇太后の東大寺に對する大規模な宝物の献納を見て、これに倣って東大寺の外に法隆寺等一七寺を加えた諸寺に宝物の献納を思い立たれたのであろう。

確かに、国家珍宝帳・種々葉帳と法隆寺献物帳が、同一の献納事業であるという前稿の私見にとって、後藤氏が指摘された献納主体の相違と奉勅の有無は重要な問題点であり、前稿の説明では不十分であったと思う。しかし今回後藤氏の御教示により、改めてこの問題点を検討したところ、国家珍宝帳・種々葉帳と法隆寺献物帳の間の相違点は、光明皇太后と孝謙天皇がそれぞれの立場から同一の献納事業に關与した結果であると解することが可能であり、そのように考えることによって前稿の論旨を補強することができるのではないかと思う。

まず、後藤氏が言われるように、法隆寺献物帳と屏風花氈帳が関連す

る献物帳であるという見方が、成立するかどうかを検討することからはじめたい。後藤氏は、法隆寺献物帳の願文に見える「金光明寺」への献物帳が、屏風花氈帳に相当すると考えられる論拠として、両者ともに奉勅の形式をとり、献納者がいずれも孝謙天皇であることをあげられた。

しかし、後藤氏も言われるように、法隆寺献物帳の奉勅の日付は七月八日であり、屏風花氈帳のそれは七月十七日であって一致しない。屏風花氈帳の奉勅の日付が遅れた理由として、後藤氏は東大寺が十八か寺の中で別格であることと、献納宝物の数が法隆寺などに比べて多いことをあげられた。しかし、法隆寺献物帳所載の七月八日の勅には、「金光明等十八寺」とあって、東大寺に對する献納も含まれているのであるから、東大寺への献納について七月十七日に改めて勅が発せられなければならないなかつた理由は、必ずしも明らかでないように思われる。

ここで、法隆寺献物帳には「奉今月八日勅」とあるのに対し、屏風花氈帳には「今月十七日奉勅」とあって、奉勅の記載形式にちがいのあることに注意しなければならない⁽¹⁾。即ち、法隆寺献物帳の方は、勅が今月八日に出されたものであることがはっきりしているが、屏風花氈帳の方は今月十七日に勅を奉じたことは明記されているが、その勅がいつ出されたものであるかは、必ずしも明らかでないのである。そこで、屏風花氈帳の奉勅の記載については、一応二つの解釈が可能である。第一には、法隆寺献物帳と同じ今月八日の勅を十七日に奉じたという解釈、第二には、今月十七日にその日の勅を奉じたという解釈である。ところ

で、第一の解釈をとる場合、法隆寺献物帳の日付は七月八日であるから、今月八日の勅をその日のうちに奉じているのに対し、屏風花氈帳の方は、同じ今月八日の勅を、十日余り遅れて十七日に奉じたということになる。しかし、同じ今月八日の勅を、法隆寺については八日に奉じ、東大寺については十七日に奉じたというのは、まず考え難い。なぜならば、今月八日の勅には、金光明寺即ち東大寺への献納のことも令せられているからである。従って、「今月十七日奉勅」は、今月十七日にその日の勅を奉じたという第二の解釈をとるべきであろう。よって、法隆寺献物帳に見える今月八日の勅と、屏風花氈帳に見える今月十七日に奉じた勅とは、やはり別の勅であると考えなければならぬ。

勅の日付が異なることに加え、さらに重要な点は、「謹献金光明等十八寺」の文言の有無である。即ち、もし仮に法隆寺献物帳と屏風花氈帳が同一の勅を奉じているとするならば、法隆寺献物帳に明記されている「謹献金光明等十八寺」という勅の文言が、屏風花氈帳に見えてもよさそうに思えるのに、それが全く見えないのである。法隆寺献物帳と屏風花氈帳が直接に関連するとするならば、十八か寺の中の筆頭である東大寺に対する献物帳に、十八か寺への献納のことが見えないのは、やはり不可解と言わねばならない。また、屏風花氈帳における献納宝物の数が、法隆寺献物帳よりかなり多いことも、⁽¹²⁾ 献物帳の完成が遅れる理由にはなっても、奉勅の日付が遅れる理由にはならないように思われる。従って私は、奉勅の日付が相違することと、「謹献金光明寺十八寺」の文

言の有無という点から、法隆寺献物帳と屏風花氈帳が直接に関連すると考えるのは、やはり困難ではないかと思う。

それでは、法隆寺献物帳と関連する献物帳は、現存する東大寺献物帳のうちのいずれであろうか。残るは、国家珍宝帳、種々葉帳、大小王真跡帳、藤原公真跡屏風帳であるが、大小王真跡帳の日付は天平宝字二年六月一日、藤原公真跡屏風帳は同年十月一日であって、いずれも法隆寺献物帳の日付とはおよそ二年のへだたりがあるから、この二つを法隆寺献物帳に結びつけることはまず無理であろう。

ところで、東大寺献物帳に関する限り、現存する五巻の外に失われた献物帳はおそらくないと思われる。というのは、延暦六年六月に正倉院北倉の収蔵品を点検した際の目録に、

記書五卷一珍宝記 一種々葉記 一書屏風并氈等記
一書屏風記 一大小王真跡記

と記されており、同十二年、弘仁二年の同様の目録にも同じ記載がある。⁽¹³⁾ 従って、延暦六年以降今日まで、正倉院北倉に伝えられた献物帳は現存の五巻であり、このほかに失われた献物帳はないことが確認される。それでは、天平勝宝八歳から延暦六年までの間についてはどうか。天平勝宝八歳十月から延暦三年三月までは、双倉北雑物出用帳がほぼ完存している。延暦三年三月以後同六年六月までの三年間については同帳が欠損していて不明ながら、延暦三年三月までの二十八年間については、北倉収蔵物の出納をすべて知ることができる。⁽¹⁴⁾ 同帳の宝字八年十月の条には、「検定文一卷」が出蔵され内裏に進められたことが記さ

れているが、⁽¹⁵⁾検定文とは、北倉収蔵物を点検した際の記録であろうから、もし献物帳の出納があったとすれば、同帳に記載されるはずである。そのような記載はないから、その間献物帳の出納はなかったと考えられる。また延暦六年の点検目録の最後に次の記載がある。⁽¹⁶⁾

以前、依太政官今月十三日符、曝涼香棗并雜物亦簡擇之、即以檢珍財帳為本、時有疑似引献物帳改正、亦依出帳定数、具件如前、

(傍点 柳)

ここに見える檢珍財帳とは、宝字四・五年の頃に作製されたと考えられる点検目録であり、⁽¹⁷⁾出帳とは先に触れた双倉北雜物出用帳などの出納帳であるが、疑義ある場合には献物帳を引用したものであるから、当時献物帳は北倉収蔵物の台帳としての役割を果していたのであり、嚴重に保管されていたと考えてよい。従って、延暦六年までの間に、かつて存在した献物帳が、出蔵によりあるいは散逸により失われたということ、⁽¹⁸⁾は、まず考え難い。

そうすると、法隆寺献物帳に見える「金光明寺」への献物帳は、やはり現存する五卷の献物帳のいずれかということになる。そして、先に検討したように屏風花氈帳ではなく、また大小王真跡帳や藤原公真跡屏風帳でもないとするれば、必然的に国家珍宝帳及び種々葉帳と考えざるを得ないのである。すでに木内武男氏は、法隆寺献物帳の願文の一部が国家珍宝帳のそれと同一であることから、国家珍宝帳による東大寺への施入と、法隆寺等十七か寺への施入とは、一連の作善業であることを指摘し

ておられる。⁽¹⁹⁾ 両献物帳の願文のうち、一致するのは次の部分である。

……先帝翫弄之珍、内司供擬之物、……用此善因奉資冥助、早遊十聖普濟三途、然後鳴鑿花藏之宮、住蹕涅槃之岸、

このことも、両帳が関連する献物帳であることの有力な傍証になろうと思う。

しかし、国家珍宝帳・種々葉帳と法隆寺献物帳が、互いに関連する献物帳であると考えられる場合、次の二つの問題を検討しなければならない。

第一に国家珍宝帳・種々葉帳の日付が六月二十一日であるのに対し、法隆寺献物帳のそれは七月八日であって、献物帳の日付に相違があること、第二に、後藤氏が指摘されたように、国家珍宝帳・種々葉帳の献納者が光明皇太后であるのに対し、法隆寺献物帳は孝謙天皇の勅による献物帳である、という重要な相違があることである。加えて、法隆寺献物帳には「謹献金光明等十八寺」の文言があるのに、国家珍宝帳・種々葉帳にはそれが無いという相違点がある。これらの問題を解明することは、国家珍宝帳・種々葉帳と法隆寺献物帳がどのように関連するかを明らかにすることになろう。

まず第一の問題点から検討しよう。前稿において私は、「金光明等十八寺」への献納事業は、孝謙天皇と光明皇太后の合意によって発令され、まず国家珍宝帳・種々葉帳による東大寺への献納が六月二十一日に行われた後、他の十七か寺への献納が七月八日に実施されたと考えた。

ここで、前掲献物帳引用文の、(1)国家珍宝帳、(2)種々葉帳、(3)法隆寺

献物帳の署名に注目したい。これら三通の献物帳には、いずれも藤原仲麻呂、藤原永手、巨萬福信、賀茂角足、葛木戸主の五人が署名を加えている。ところで、これら五人が帯びている官職は、国家珍宝帳と種々葉帳については全く同一であって、これら三通の献物帳が同時に作製されたことを示唆している。ところが、法隆寺献物帳においては、五人のうち永手と福信の二人の官職に異動が見られる。即ち、永手は大倭守を辞して中務卿に任じており、福信は中衛少将を辞し、山背守から武藏守に転じているのである。従って、国家珍宝帳・種々葉帳は、日付の通り六月二十一日に作製されたものであり、法隆寺献物帳とは作製の時期を異にすることが確認される。そして、国家珍宝帳・種々葉帳による東大寺への献納と、法隆寺等十七か寺への献納の実施も、相前後して行われたと考えてさしつかえないと思う。

さて、国家珍宝帳・種々葉帳による東大寺への献納に遅れて作製された法隆寺献物帳に、「謹献金光明等十八寺」という文言があるのは、どのように解したらよいであろうか。この文言については、二つの解釈が可能であると思う。一つは前稿において明らかにしたように、すでに献納の終わっている東大寺を加えて「謹献金光明等十八寺」としたのは、はじめから東大寺への献納と法隆寺など十七か寺への献納が、一連の事業として計画され発令されたものだからであるという解釈である。⁽²⁰⁾ もう一つ考えられる解釈は、国家珍宝帳・種々葉帳による東大寺への献納が実施された後、同じ趣旨の献納事業を拡大して他の十七か寺にも実施する

こととなったため、すでに献納済みの東大寺を含め「謹献金光明等十八寺」という文言が、法隆寺献物帳に明記されたという解釈である。これら二つの解釈のうち、どちらが妥当であるかはなお検討を要するが、いずれの解釈をとるにしても、国家珍宝帳・種々葉帳による東大寺への献納と、法隆寺など十七か寺への献納が、一連の献納事業であったと解することが可能である。

第二の問題点は、国家珍宝帳には皇太后御製の願文が掲げられており、かつ国家珍宝帳・種々葉帳ともに奉勅の表示がないのに対して、法隆寺献物帳には奉勅の表示があり、かつ「金光明等十八寺」への献納であることが明記されていることである。前稿において私は、十八か寺の中で、太上天皇、皇太后ゆかりの東大寺に対する献物帳には、特に皇太后御製の願文を掲げ、他の十七か寺への献物帳には、天皇の勅による願文を掲げたからであると説明したが、これだけの説明ではなお不十分であろう。ここで前稿の説明を補強してみたいと思う。

国家珍宝帳・種々葉帳と法隆寺献物帳とは、献納の主体が皇太后であるか天皇であるかという相違があるだけでなく、献納の対象にも明瞭なちがいがあがる。即ち、国家珍宝帳・種々葉帳においては、東大寺及び盧舎那仏に限定されているのに対し、法隆寺献物帳には東大寺を含む十八か寺を献納の対象とすることが明記され、かつ前者における東大寺は、後者においては金光明寺と表記されている。言うまでもなく金光明寺とは、金光明四天王護国之寺という国分寺としての寺名の

略称である。また献納の目的は、両者ともに太上天皇の追善供養にあることで共通するが、先にも述べたように、前者は太上天皇の七七の忌日を献物帳の日付としていることからもうかがわれるように、同じ追善供養であっても、信仰的な意味合いは後者よりはるかに強いと言える。そこで、国家珍宝帳・種々葉帳と法隆寺献物帳に見られる献納対象や献納目的の相違は、この献納事業に対する光明皇太后と孝謙天皇の立場の相違と考えることが可能ではなからうか。即ち、法隆寺献物帳に「奉勅」「謹献金光明等十八寺」と表記されているのは、光明皇太后による東大寺への献納を、孝謙天皇は金光明寺即ち国分寺への献納と見なしているのであり、かつ十八か寺への献納の一環として位置づけていると解されるのである。そして、天皇による、国分寺を筆頭とする十八か寺への献納事業には、単なる追善供養を超える国家政策的な性格が看取されるように思われる。このように、同じ東大寺への献納に対して、光明皇太后と孝謙天皇が異なるかかわり方をしているのは、皇太后と今上天皇の立場の相違によると思われる。特に光明皇太后による東大寺への献納が、孝謙天皇によって十八か寺への献納の一つに位置づけられているという点は、今上天皇と皇太后の律令国家における立場の相違に由来すると考えてよいのではなからうか。

以上をまとめると、法隆寺献物帳に見える「金光明寺」への献物帳が、屏風花氈帳に相当すると考えることは、いくつかの点で困難であり、かつ献物帳の伝来の状況を勘案すると、「金光明寺」への献物帳は、国家

珍宝帳・種々葉帳であると考えざるを得ない。また、国家珍宝帳・種々葉帳と他の十七か寺への献物帳とは、作製の時期を異にするが、法隆寺献物帳の「謹献金光明等十八寺」の文言により、一連の献納事業にともなう献物帳であることが確かである。そして、国家珍宝帳・種々葉帳と法隆寺献物帳の間に、献納者、献納対象及び献納目的の相違があるのは、同一の献納事業に対し、皇太后と天皇が異なる立場で関与したことによる、と解釈することが可能である。これらの諸点により、天皇と皇太后の合意のもとに国家珍宝帳・種々葉帳による東大寺への献納と法隆寺など十七か寺への献納が、一連の事業として実施され、この十八か寺への献納が完了した後、屏風花氈帳以下三回にわたる追加献納が実施されたものと考ええる。

なお、この献納事業に認められる天皇と皇太后の立場のちがいは、当時の政治史一般を考える場合にも考慮すべきことであろうと思う。というのは、従来、皇太后と天皇が母―娘の関係にあることから、両者を一体の存在として見なす傾向があるが、そのような関係と同時に、律令国家における天皇と皇太后の間には、明瞭な立場の相違があることを献物帳は物語っていると思うからである。

二、猷物帳から見た紫微中台

紫微中台は、続日本紀天平宝字四年六月乙丑の光明皇太后の崩伝に、

勝宝元年、高野天皇受禪、改皇后宮職曰紫微中台、妙選勳賢並列台司、

とあるところから、⁽²¹⁾天平勝宝元年に皇后宮職を改めたものであることが知られている。その創設の時期について、瀧川政次郎氏は、孝謙天皇受禪の天平勝宝元年七月甲子から、紫微令以下の職員が任命された同年八月辛未までの間であるとされ、停廃の時期を天平宝字五年の秋頃とされているから、⁽²²⁾これによれば紫微中台(天平宝字二年八月に坤宮官と改称)は、天平勝宝元年から宝字五年までおよそ十二年間にわたって存続したことになる。

さて、紫微中台の職掌については、続日本紀天平宝字二年八月甲子の官号改易の記事に、⁽²³⁾

是日、大保從二位兼中衛大將藤原惠美朝臣押勝、(中略)等、奉勅改易官号、太政官惣持綱紀、掌治邦国、如天施徳生育萬物、故改爲乾政官、(中略)、紫微中台、居中奉勅、頒行諸司、如地承天亭毒庶物、故改爲坤宮官、中務省、宣伝勅語、必可有信、故改爲信部省、(下略、傍点 柳)

とあるが、「居中奉勅」の意味が問題となる。この解釈について瀧川氏

は、

文中にある「居中奉勅」なる句の「中」は、勿論禁中の意に解さねばならない。また「勅」という以上は、天皇の命令でなければならぬ。しかし、紫微中台なる官司は、(中略)統紀、天平宝字四年六月乙丑条の記事によって知られる如く、孝謙天皇によって置かれた官司にあらずして、光明皇太后によって置かれた官司であつて、その官吏の人選の如きは、専ら皇太后によって行はれた。故にこの「中」は皇太后宮の宮中の意であり、この「勅」は皇太后の令旨でなければならぬ筈である。しかし、統紀が皇太后の令旨を勅と書く筈もないから、皇太后の発せられる命令は、すべて孝謙天皇の勅の形式において、発せられたものと解する外ない。故に私は、紫微中台の職は、皇太后に近侍して、その行はせられる大政を輔佐し、皇太后に対して上られる表啓を取次ぎ、皇太后が勅なる形式によって発せられる命令を、諸司に頒下することを掌つたものと考えらる。

と述べられ、結局「中」は皇太后宮の宮中、「勅」は皇太后の命と解しておられるようである。⁽²⁴⁾しかし、右の官号改易の記事には「勅」の字が三回にわたって使われており、はじめに見える「奉勅改易官号」と、後半部の「中務省、宣伝勅語」とは、ともに天皇の勅を指しているから、「居中奉勅」だけが皇太后の勅であると解するのはやや不自然である。また、この記事は、太政官と紫微中台を対置して述べているから、太政官の職掌である「惣持綱紀、掌治邦国」が国政を総べ掌ることを意味す

るとすれば、それに対比される紫微中台の「居中」は、外廷に対する内廷といった意味であると解される。従って「居中奉勅」は、内廷にあって天皇の勅を奉ずるという意に解釈するのが自然であろうと思う。

ここで、紫微中台の職掌「居中奉勅」と、同じ紫微中台において作製された献物帳・施入状との関係を検討しよう。すでに由水常雄氏が指摘されたように、献物帳の中には、奉勅の形式を備えているものと、勅の表示のないものがある⁽²⁵⁾。即ち、現存する六巻の献物帳のうち、法隆寺献物帳には「奉今月八日 勅」とあり、屏風花氈帳には「今月十七日奉勅」とあり、大小王真跡帳には冒頭に「勅」の表示がある。これに対し、国家珍宝帳、種々葉帳、藤原公真跡屏風帳には、勅の表示は全く見られない(前掲、献物帳引用文参照)。勅の表示の有無は何を意味するのであろうか。この問題についても、由水氏の指摘が重要である。即ち、勅の表示がない藤原公真跡屏風帳の願文に、「先考正一位太政大臣藤原公之真跡」、「妾之珍財」とあることから(前掲、献物帳引用文(6)参照)、同帳は皇太后を献納の主体としていることが明らかである。この由水氏の指摘を敷衍するならば、勅の表示のない国家珍宝帳には、皇太后御製の願文が掲げられており、種々葉帳も皇后宮職に設けられた施葉院との関係が想定されるから、国家珍宝帳、種々葉帳、藤原公真跡屏風帳は、皇太后を献納の主体として作製されたことが明らかである。勅の表示のない三帳が皇太后を献納の主体とする献物帳であるとすれば、勅の表示を有する法隆寺献物帳、屏風花氈帳、大小王真跡帳は、孝謙天皇の勅に

よる献物帳であると考えなければならない⁽²⁶⁾。この関係を表示すると次のようになる。

献物帳名	奉勅の有無	献納品の性格	献納の主体
国家珍宝帳	なし	先帝翫弄之珍	光明皇太后
種々葉帳	なし	皇后宮職施葉院と関連か	同右
法隆寺献物帳	奉今月八日勅	先帝翫弄之珍	孝謙天皇
屏風花氈帳	今月十七日奉勅	?	同右
大小王真跡帳	勅	先帝之玩好	同右
藤原公真跡屏風帳	なし	妾之珍財	光明皇太后

さらに、これら献物帳のほかに、紫微中台で作製されたと考えられる施入状として、次の三通がある⁽²⁷⁾。

(a) 勅

板蠅杣沓処

在伊賀国名張郡

(中略)

以前、奉十月七日 勅、所入如件、

天平勝宝七歳十二月廿八日

奉勅

從二位行大納言紫微令中衛大将近江守藤原朝臣仲麻呂

從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣永手

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率右馬監加茂朝臣角足

(b) 勅

奉入東大寺宮宅及田園等

(中略)

以前、奉去五月廿五日 勅、所入如件、

天平勝宝八歳六月十二日

従二位行大納言兼紫微令中衛大将近江守藤原朝臣仲麻呂

従三位行左京大夫兼侍従大倭守藤原朝臣永手

従四位上行紫微少弼兼中衛少将山背守巨萬朝臣福信

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣角足

従五位上行紫微少忠葛木連戸主

(下略)

(c) 高市郡飛驒坂所

(中略)

以前、奉去五月廿五日 勅、所入如件、

天平勝宝八歳六月十二日

(a)(b)(c)ともに写しであるらしく、内印は押捺されていないようであるが、(a)(b)には紫微中台官人の連署があるから、紫微中台で作製された施入状であると考えられる。(c)には署名がないが、写しであるため省略されたらしく、奉勅の日付、施入状の日付はともに(b)と同日であるから、おそらく署名も(b)と同じであり、従ってこれも、紫微中台において作製されたと考えてよからう。これら三通は、いずれも奉勅形式の施入状で

あるから、奉勅の有無についての献物帳の分類に従えば、孝謙天皇の勅を奉じて作製された施入状ということになる。そうすると、紫微中台において作製された献物帳・施入状合わせて九通のうち、奉勅形式のものが六通、勅の表示のないものが三通となる。そして、この形式の相違は、献納あるいは施入の主体が、天皇であるか皇太后であるかのちがいによる⁽²⁸⁾と考えなければならない。

そこで、紫微中台で作製された九通の献物帳・施入状の文書形式を、紫微中台の職掌「居中奉勅」と対照するならば、奉勅形式の献物帳・施入状がまさに「居中奉勅」の具体例であると考えることができよう。そうすると、「居中奉勅」の勅もまた孝謙天皇の勅であると考えなければならない。もし仮りに、「居中奉勅」の勅を皇太后の勅と解するならば、奉勅形式の献物帳・施入状もまた皇太后の勅によるということになり、そうすると、勅の表示のない献物帳との区別が説明しがたくなるからである。以上の考察により、紫微中台の職掌「居中奉勅」は、内廷にあって天皇の勅を奉ずるの意であり、現存する献物帳・施入状のうち、奉勅形式のものは、孝謙天皇の勅を奉じて紫微中台で作製されたもの、勅の表示のない献物帳は、皇太后の命により紫微中台で作製されたもの⁽²⁹⁾と考えられる。

ところで、公式令皇太子令旨式に「三后亦准⁽²⁹⁾此式」とあるから、令の規定によれば、皇太后は令旨を行うのがたてまえである。それでは、紫微中台の設置期間中に、皇太后が令の規定通りに令旨を発令した例が

あるか否かを検証してみよう。そこで、正倉院文書に目を転じ、次の文書に注目したいと思う。⁽³⁰⁾

造東寺司牒 大安寺法宣大徳房下

奉請起信論疏一部三卷延法師

牒、今依 令旨、可写件疏、此求他所、都無所得、承聞在大徳房中、仍差舍人少初位上他田水主令向、乞察事趣、湏臾之間、分付此使、事尤切要、勿在隱惜、今以状牒、

天平勝宝三年三月廿五日

主典正八位下紀朝臣池主

判官正六位下上毛野君真人

玄蕃頭正五位下市原王

この造東寺司牒は、大安寺の法宣大徳房に宛てたもので、内容は、書写のための底本として、起信論疏一部三卷の借用を申し入れたものである。文中に見える令旨は、起信論疏の書写を命じているが、この令旨の発令者は誰であろうか。これと同様の内容をもつ造東寺司牒は、このほかに五通あって、日付は天平勝宝三年三月二十五日から同年六月十五日にわたる。借用を申し入れているのは、対法論抄、无量義経疏、法花論子注、唯識論要集、瑜伽抄、正理門論抄、涅槃経疏、大毗婆娑論抄などで、すべて疏である。⁽³¹⁾ 疏とは經典の注釈書のことである。これらの造東寺司牒は、皆川完一氏が光明皇后御願五月一日経の書写に関連する文書として取り上げておられるが、⁽³²⁾ そうであれば、これら造東寺司牒に見え

る令旨は、皇太后の令旨と考えてよいことにならう。そこで、関係史料を検討し、そのことを確認してみたい。

天平勝宝三年三月二十五日から同年六月十五日まで、六通の造東寺司牒によって借用を申し入れた疏は、全部で九部六十五卷に及ぶが、このようにして入手された疏は、造東寺司管下の写書所で書写されたらしい。次の文書によって、天平勝宝三年五月末から同五年二月までの間、写書所において一六〇卷の疏が書写されたことが知られる。⁽³³⁾

写書所解 申請常疏料紙事

合奉写論并疏壹伯陸拾卷

用紙陸仟玖伯捌拾伍張

(中略)

以前、起天平勝宝三年五月卅日、尺五年二月廿一日、奉写一切経論之疏并請紙之用、又所残等、顯注如前

天平勝宝五年二月廿二日 吳原

疏の借用申し入れが行われた時期と、書写の開始された時期がほぼ照応すること、いずれも対象が疏であることから、造東寺司牒によって借用されたであろう疏は、天平勝宝三年五月末頃から写書所において書写されたものと考えられる。そして、書写が進行していたと思われる同年十二月の写書所の告朔解に、⁽³⁴⁾

写書所解 申十二月告朔事

(中略)

書生耆伯老人

十七人奉写瑜伽論 八十四人台奉写一切経内疏

(中略)

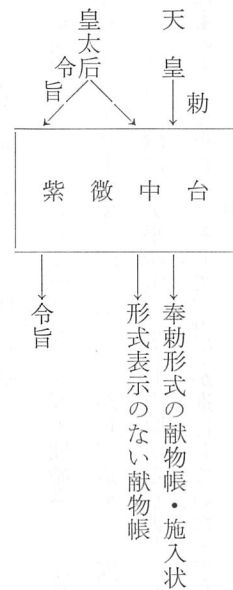
以前、起十二月一日、尽廿日、行事如前、以解、

天平勝宝三年十二月廿一日(署名略)

と記されている。ここに見える「台奉写一切経内疏」は、紫微中台即ち皇太后御願一切経内の疏という意味であるから、令旨による疏の借用は、皇太后御願一切経を写写するために行われたことがわかる。そうすると、造東寺司牒に見える令旨は、光明皇太后の令旨であると考えるのが自然であり、従って、紫微中台が設置されていた期間に、皇太后によって令旨の発令された事例のあることが知られるのである。「可写件疏」の令旨は、おそらく紫微中台を通じて造東寺司へ伝えられたが、写すべき疏の底本がなかったため、その借用を申し入れる造東寺司牒の発行となったものと思われる。右の考察に誤りがなければ、天平勝宝三年に皇太后によって発せられた令旨の存在することが知られるのである。

さて、光明皇太后によって令旨の発せられた事例が存在するならば、奉勅形式の献物帳・施入状の勅が、孝謙天皇によって発せられたものであることが、より一層明瞭となる。そして、勅の表示のない献物帳は、勅と令旨の中間的な性格の文書であると考えることができよう。このように、天皇の勅、皇太后の令旨、及びその中間的な性格の文書という三種の文書が紫微中台を通じて発行されたことは、紫微中台の性格を考

えるための重要な手懸りになると思われる。ここで、文書形式から見た、天皇、皇太后と紫微中台との関係を図示するならば次のようになる。



最後に、紫微中台の性格について、若干の見通しを述べて本節の結びに代えたいと思う。

第一に、皇太后の令旨が紫微中台を通じて発行されたことれば、それは、紫微中台が皇后宮職の後身であり、皇太后の附属官司であることから、容易に理解できることである。しかし、紫微中台が天皇の勅を奉じて献物帳・施入状を作製している事実は、紫微中台の皇太后の附属官司としての性格からは説明しがたいことであろう。従って、右図に示したように、紫微中台は皇太后の附属官司であると同時に、内廷にあって天皇の勅を奉ずるといふ職掌(居中奉勅)を、合わせ有していたと考えなければならぬ。「居中奉勅」の職掌は、皇后宮職にはない紫微中台特有の職掌であって、皇后宮職を紫微中台に改めたゆえんではなからうか。

第二に、勅の表示のない献物帳(国家珍宝帳、種々葉帳、藤原公真跡屏風帳)の文書としての性格である。これらの献物帳は皇太后を献納の

主体として作製されたものであるから、本来ならば令旨と表示すべきものであるが、献納事業の全体が天皇と皇太后の合意によって行われたものであるため、令旨と表示することもまた勅と表示することも適切でなく、従って、文書の形式を表示しなのまま内印を押捺した献物帳の作製となったのではなからうか。そして、令に規定のない、このような独特な文書の発行は、令外官としての紫微中台の特質に関係するのではないかと思う。

第三に、紫微中台と太政官の関係である。瀧川氏は、献物帳巻末の署名について、紫微中台の官吏と侍従藤原永手の署名があるのみで、太政官の官吏の署名が見えないことは、この頃太政官が国家の重要政務から疎外されていたことを推断せしめるに充分である、と述べておられる⁽³⁵⁾。しかし、献納された品々は、本質的には宮廷の用度品であるから、その処分に関することは多分に内廷的な事柄であって、太政官が献物帳の作製に関与していないのは、むしろ当然ではないかと思われる。従って、献物帳の巻末に太政官の職員が署名していないことをもって、太政官の国政統轄官司としての権能が、紫微中台に奪われていたと考えるのはやや早計であり、もし影響を受けたとすれば、太政官諸司の中でも内廷的な官司である中務省や宮内省ではなかったかと思う。

おわりに

以上、第一節においては、献物帳の作製過程について前稿の不備を補い、第二節においては、主として献物帳から見た紫微中台の性格を考察してみた。紫微中台の性格については、検討すべき問題が多く残されているが、それらについては他日を期することにした。御高教を賜った後藤四郎氏に、衷心から謝意を表する次第である。

註

- 1 拙稿「献物帳についての基礎的考察——東大寺以下十八か寺への献納経過——」(『ミュージアム』第三三九号、昭和五十四年六月)。
- 2 後藤四郎氏「正倉院雑考」(『日本古代の国家と宗教』上巻、昭和五十五年五月、吉川弘文館)。
- 3 『大日本古文書』四卷二二一〜二七一頁。
- 4 同書四卷一七一〜一七五頁。
- 5 同書四卷一七六〜一七九頁。
- 6 同書四卷一七七〜一九頁。
- 7 同書二五卷二二九頁。
- 8 同書四卷三三七頁。なお『寧楽遺文』中(竹内理三編、昭和三十七年十月、東京堂出版)四三三〜四五九頁にも、これら献物帳が収録されている。
- 9 坂元正典氏「法隆寺献物帳」(『ミュージアム』第一六〇号、昭和三十九年七月)。
- 10 後藤氏前掲論文二一六頁。
- 11 法隆寺献物帳と屏風花氈帳の奉勅の記載形式にちがいがあことは、米田雄介氏の御教示による。

12 兩献物帳の献納品の数を仮に集計して総点数を出すと、法隆寺献物帳は二四〇点、屏風花氈帳は八六六点である。

13 『大日本古文书』二五卷附録三二、五一、八五頁。

14 拙稿「正倉院北倉の出納関係文書について」(『書陵部紀要』第二七号、昭和五十一年二月)二頁。

15 『大日本古文书』四卷一九五頁。

16 同書二五卷附録三二頁。

17 拙稿「東大寺献物帳と検珍財帳」(『南都仏教』第三二号、昭和四十八年十二月)。

18 斉衡三年の雜財物実録に、天平宝字元年潤八月二十四日の献物として、大刀子一口と人勝二枚の記載があり(『大日本古文书』二五卷附録一三三頁)、福山敏男氏は、次の断簡がこの時の献物帳の末尾らしいと述べておられる(『東大寺の諸倉と正倉院宝庫』、『日本建築史研究』昭和四十三年六月、墨水書房、三八〇頁)。

天平宝字元年潤八月廿四日

(正四位下高麗)

朝臣福信

紫微少忠兼行(良)外介葛井(連根道)

従五位下高麗朝臣大山

判官外従五位下河内惠師祖足

主典従六位上阿刀連酒主

(『大日本古文书』四卷二三九頁)

しかし、福山氏が言われるように、この文書には、紫微中台の官人とともに造寺司の官人が署名を加えている。従って、大刀子一口・人勝二枚の献納文書であったとしても、現存五巻の献物帳とは性格を異にする献納文書である。しかも、法隆寺献物帳とは日付に一年のへだたりがあるから、法隆寺献物帳と関連すると考えるのは無理であろう。

19 木内武男氏「法隆寺献物帳」(『ミュージアム』第二五七号、昭和四十七年八月)。また関根真隆氏も、願文の一部が一致することなどを理由に、法隆寺献物帳は国家珍宝帳に関連するとされる(『献物帳の諸問題』、『正倉院年報』第一号、昭和五十四年三月)。

20 この場合、すべての献物帳を六月二十一日に作製することが困難であったため、十七か寺への献物帳は遅れて作製されたものと考えられる。

21 新訂増補『国史大系』第二卷二七一頁。

22 瀧川政次郎氏「紫微中台考」(『法制史論』第四册律令諸制及び令外官の研究』昭和四十二年十月、角川書店)二八七〜八、三一五〜七頁。

23 前掲『日本紀』二五五頁。

24 瀧川氏前掲論文二九四頁。

25 由水常雄氏「正倉院の謎」(昭和五十二年六月、徳間書店)四二〜四頁。

26 大小王真跡帳の献納主体について、後藤氏は、同帳の願文に見える「追感罹然」の四文字は、皇女である孝謙天皇よりは、光明皇太后の感情の表白としてこそふさわしく、従って光明皇太后の献納にかかるとされている(前掲論文二一四頁)。しかし、聖武太上天皇の崩御から二年余りたった時点でのこの文言が、果して光明皇太后のものであるか、それとも孝謙天皇のものであるかはにわかに断じ難く、願文の内容から献納者を推定することはむずかしいのではないかと思われる。

27 『大日本古文书』四卷八四、一一八〜九頁、二五卷二〇〇〜一頁。

28 後藤氏(前掲論文)は、献物帳に関連して、続日本紀天平宝字元年七月戊申条に「皇太后詔曰……」、同月乙酉条に「内相仲麻呂侍御在所召塩焼王(中略)五人、伝太后詔宣曰、……」とあることをもって皇太后の思召が詔と記された例のあることを指摘しておられる。確かに、「居中奉勅」の勅を孝謙天皇の勅と考える私見にとつて、有力な反証であることは認めなければならない。しかし、これらの詔は二つとも宣命体であり、宣命体の詔は、詔あるいは勅の中でも一定の特殊な機能をもつものと思われるから、皇太后が宣命体の詔を発した例があることをもって、皇太后が日常的に詔や勅を発する立場にあったと考えてよいかどうか、なお検討を要するところであり、この史料の取り扱いについては、今は保留しておきたいと思う。

29 新訂増補『国史大系』第二二卷所収『令義解』二三五頁。

30 『大日本古文书』三卷四九二〜三頁。

朝 野 記 本 巻 三 十 三

- 31 同書三卷四九三、五一〇、五一二頁、一卷五〇〇、五〇二頁。
- 32 皆川完一氏「光明皇后願經五月一日經の書写について」(『日本古代史論集』上巻、昭和三十七年九月、吉川弘文館) 五三九頁。
- 33 『大日本古文書』一二卷四一九頁。
- 34 同書一一卷五〇六頁。
- 35 瀧川氏前掲論文三〇六頁。

(昭和五十五年九月二十四日)